

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町
- 2 構造改革特別区域の名称
仙南地区セダン型福祉有償運送特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
白石市及び角田市並びに宮城県刈田郡蔵王町、柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 特別区域の概況

当地区は、宮城県の県南部に位置し、面積は 1,289 平方キロメートルの大きさである。人口は 190,999 人（平成 17 年 3 月 31 日現在住民基本台帳人口）であり、そのうち 65 歳以上の人口は 44,787 人で、高齢化率は 23.4%となっている。これを、平成 12 年 3 月時点と比べると、65 歳以上の人口は 3,455 人増加し、高齢化率は 2.2%上昇している。

(2) 特別区域の移動制約者の状況

平成 16 年 3 月 16 日付の国土交通省自動車交通局長通知(国自旅第 240 号「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第 80 条第 1 項による許可の取扱いについて」)によれば、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 項にいう「身体障害者」、その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者が「移動制約者」とされている。

当地区における上記の移動制約者の状況は、次のとおりである(表 1 参照)。当地区においては、平成 17 年 3 月 31 日現在で、上記の要支援者は 813 人、要介護者は 5,964 人であり、今後、高齢化の進展に伴い、さらに増加することが予想される。また、上記については、同様に平成 17 年 3 月 31 日現在で、満 18 歳以上の身体障害者手帳保持者は 6,123 人である。これらに上記の移動制約者が加えられる。上記の移動制約者として算定すべき数は必ずしも明らかでないが、身体障害者手帳を保持する児童数は 103 人、知的障害者療育手帳保持者数は 1,288 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数は 539 人(いずれも平成 17 年 3 月 31 日現

在)であり、難病認定者数は 939 人である。この中には、人工透析を必要とする腎臓疾患患者など、外出する際に単独で公共の交通機関を利用することに何らかの支援を必要とする潜在的な移動制約者が、少なからず存在しているものと認められる。

そして、こうした移動制約者の中には、たとえば人工透析者について、透析後はその体調の変化からシートに横になりたいと希望する患者が多いなど、その者の疾病、障害等の状況により、福祉車両(車いすのためのリフト等特殊な設備を設けた自動車、又は、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車)による移送よりも、むしろセダン型等の一般車両による移送の方が利用者のニーズにかなう場合がある。

表 1 当地区における福祉有償輸送の対象となる要支援者等の数
(平成 16 年度末現在・単位:人)

区 分	人 数	内 訳	
支援・要介護認定者数	6,777 人	要支援	813
		要介護 1	2,267
		要介護 2	980
		要介護 3	908
		要介護 4	874
		要介護 5	935
身体障害者手帳保持者数 うち、障害者(18歳以上) 障害児(18歳未満)	6,226 人 (6,123 人) (103 人)	視覚障害	463
		聴覚障害	722
		平衡機能障害	6
		音声・言語・そし やく機能障害	74
		肢体不自由	3,364
		内部障害	1,597
知的障害者療育手帳保持者数	1,288 人	A	647
		B	641
精神障害者保健福祉手帳保持者数	539 人	1 級	210
		2 級	230
		3 級	99
難病認定者数	939 人		
合計(重複あり)	15,769 人		

(3) 当地区における公共交通機関の状況

当地区を運行する鉄道として、JR 東北本線及び阿武隈急行線が整備されているが、移動制約者にとっては、自宅から鉄道各駅まで、あるいは各駅から病院・学校等の目的地までのアクセスには、バスやタクシーを利用する必要がある。

当地区のバスは、宮城交通バスや川崎町の町民バスが走行し、より身近な公共交通機関として大きな役割を果たしているが、それでも移動制約者の中には、バスの各停留所までの移動が困難な者もあり、ドア・ツー・ドアの移動手段が必要な場合がある。

そのような移動手段としては、タクシー事業者が一定の役割を果たしている。当地区内のタクシー事業者の保有する車両数は 201 台である（表 2 参照）。また、県の資料によれば、当地区の介護タクシー事業者の有する福祉車両は 6 台である（表 3 参照）。このようにタクシー事業者の保有する福祉車両数は決して多くない一方、介助を必要とする移動制約者数が膨大であると認められること、加えて、移送サービスの提供を受ける際、介護者や環境が変わることに対し強い不安を訴える障害者も少なくないため、本人を良く理解している運転者が継続的に移動支援を行う必要がある等の理由により、タクシー事業による移送サービスのみでは、区域内移動制約者のニーズに必ずしも十分に対応できない実情にあると認められる。

表 2 当地区内のタクシー事業者数及び保有車両数の状況

区 分	事業者数	車両数
法人タクシー	17	201
個人タクシー	0	0

表 3 当地区内の介護タクシー事業者数及び保有車両数の状況

事業者数	車両数
6	6

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、従来から行われてきた家族等による移動制約者の送迎や、タクシーを含む公共交通機関による移動に加え、NPO等の非営利法人の行う福祉有償運送事業を当地区内で展開し、様々な運送主体による協働の体制を整備することにより、移動制約者の移動の確保という地域の抱える課題を、地域の資源を生かして解決の促進を図ろうとするものである。これにより、移動制約者のより円滑な移動を支え、もって移動制約者の地域生活の支援、社会参加の促進等が図られる。そのためには、福祉車両による福祉有償運送事業の健全な発展を図ることはもとより、移動制約者のニーズ等を踏まえ、福祉有償運送におけるセダン型等の一般車両に拡大し、移動制約者の利便の向上を図ろうとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

当地区は、平成 12 年度に「仙南障害者プラン」及び各市町においても「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等策定している。当地区 2 市 6 町を含む仙南圏域市町障害者広域計画策定協議会が策定した「仙南障害者プラン」においては、障害者の中には移動手段の確保に不便を感じている人が多く、

障害者福祉の発展にはまず障害者が外に出られる環境を整備することが重要であり、移動サービスによる障害者の移動手段の確保を掲げている。

これまで、白石市、角田市、丸森町、蔵王町においては、鉄道やバス等の公共交通機関による外出が困難な障害者等に対し、タクシー利用料助成等を実施し、その移動を支援してきたが、同区域内の財政状況等から助成額には制限を設けざるを得ない。また、高齢化の進展等により、外出等の移動支援が必要な障害者や高齢者の数は引き続き増加するものと見込まれ、移動制約者の外出等の移動に係る需要の全てを行政の助成により満たすことは困難である。そのため、セダン型等の一般車両も含めたNPO等による福祉有償運送事業の展開など、地域の協働の力によって、移動制約者の自由な移動を促進し、そのことを通じて、高齢者、障害者等が住み慣れた地域に住み続け、社会参加することができる仕組みづくりをめざす。

平成17年度末までの重点指導期間の満了を目前に控え、現にNPO等による移動支援を受けている移動制約者に対し、従前と変わらぬ移動手段の確保を図る必要があることや、実現可能な計画として本計画を策定することから、すでに移動支援サービスを実施しており、今後、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を得て福祉有償運送事業を実施する計画を有している7団体(表4参照)において、必要な手続きを経た後に、特定事業の開始を図る。

表4 特定事業の運送主体

1	社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会
2	社会福祉法人 福寿会
3	社会福祉法人 臥牛三敬会
4	社会福祉法人 白石陽光園
5	特定非営利活動法人 ほっとあい
6	社会福祉法人 はらから福祉会
7	特定非営利活動法人 ガンバ・ペッチャー

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

福祉有償運送事業により、通院・通所・通学・買い物等のための移動制約者の移動手段が確保され、それぞれの移動制約者がより円滑に医療、福祉サービス、教育等を受けることが可能となるのみならず、社会参加や消費行動が促進される効果が期待できる。また、これまで移動を含めた介護等に従事してきた移動制約者の家族の負担を軽減し、その就業の可能性を拡大することにもつながる。

セダン型等の一般車両を使用した事業を含め、福祉有償運送事業が健全に発展することは、運転者や運行管理者として、運送主体となるNPO法人等の業務に従事する等、地域のボランティア活動の活性化にもつながる効果が期待できる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

1206 (1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 福祉タクシー利用券の交付

市 町	交 付 対 象 者	交付の内容
白石市	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級。	年間 28,800 円を限度とし、1 枚 600 円の利用券を 48 枚。
角田市	特別児童扶養手当 1 級、身体障害者手帳 1～2 級 (内部障害のみ 3 級) 療育手帳 A、65 歳以上で構成世帯の 77 歳以上者。	乗車 1 回につき基本料金相当額を 1 ヶ月 2 枚交付
丸森町	世帯の構成員全てが 65 歳以上で世帯の構成員全てが自動車を運転できない。	1 枚 600 円の利用券を年間 48 枚交付
蔵王町	要介護 4・5 の車いすの利用者、身体障害者 1・2 級の下肢不自由か視力障害の方、ひとり暮らし等で自宅から一般の交通機関が遠距離の方。	1 枚 600 円の利用券を月 2 回、12 ヶ月分

福祉タクシー利用券交付事業：

心身に重度の障害や高齢等の理由により移動が困難な方に対し、タクシー料金の一部を助成することにより社会参加を促進する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206 (1216)

N P O 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内で活動する次の特定非営利活動法人のうち、運営協議会の協議を経て、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けた者

- 1 社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会
- 2 社会福祉法人 福寿会
- 3 社会福祉法人 臥牛三敬会
- 4 社会福祉法人 白石陽光園
- 5 特定非営利活動法人 ほっとあい
- 6 社会福祉法人 はらから福祉会
- 7 特定非営利活動法人 ガンバ・ペッチャー

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 運送主体

仙南地区で活動を行う次の社会福祉法人・N P O 法人

- 1 社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会
- 2 社会福祉法人 福寿会
- 3 社会福祉法人 臥牛三敬会
- 4 社会福祉法人 白石陽光園
- 5 特定非営利活動法人 ほっとあい
- 6 社会福祉法人 はらから福祉会
- 7 特定非営利活動法人 ガンバ・ペッチャー

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地のいずれかが柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、丸森町、白石市及び角田市内

(3) 事業により実現される行為

事業主体が正当な権原に基づいて使用する車両により、要介護者、要支援者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ、運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償で移送サービスを提供するもの

5 当該規制の特例措置の内容

福祉有償運送の使用車両については、福祉車両に限定されているが、特例措置としてセダン型等の一般車両の使用を認めるものである。

なお、福祉車両又はセダン型車両による福祉有償運送の必要性を協議するための運営協議会については、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、丸森町、白石市及び角田市が共同で設置し、運営を行っている。

(1) 仙南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の設置

仙南地域における福祉有償運送について、その必要性、課題、利用者の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するために、仙南地区福祉有償運送運営協議会を設置する。運営協議会の庶務は柴田町健康福祉課において処理する。

運営協議会の委員構成

運営協議会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ア 住民の代表
- イ 市町職員
- ウ 利用者の代表
- エ タクシー事業者の代表（社団法人宮城県タクシー協会等）
- オ 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局職員
- カ 宮城県職員
- キ 社会貢献を行っているNPO等の代表（福祉有償運送事業の運送主体を除く。）

運営協議会の開催

- ・ 協議会は、会長が招集する。
- ・ 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 会長は、必要があると認めたときは、協議会に関係者の出席者を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(2) 運送主体

仙南地域で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人、公益法人等で、運行体制や料金等について運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象者

運送の対象者は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

（４）使用車両

福祉車両又は特定事業の運送主体が使用するセダン型等の一般車両であって、以下の条件を満たすもの。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は運転者等から提供される車両で以下の条件を満たすもの。

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等の対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

車両の表示等

外部から見やすいように、使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示してあること

- ・ 氏名、名称又は記号
- ・ 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行う。文字は縦横5センチ以上

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初年登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

（５）運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会において以下の点について協議をし、有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・ 都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること

- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額及び公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲として、一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね 2 分の 1 を目安に設定するものとする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。